

公募公告

令和8年2月20日

支出負担行為担当官
消防庁総務課長 大塚 大輔

下記請負契約に係る調達参加者を、以下の通り公募します。

なお、本公告は請負契約の適正かつ確実な実施を確保するため、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものです。

記

1. 調達件名
令和8年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負
2. 事業概要
令和8年度の消防庁における一般乗用旅客自動車運送サービスの提供
3. 契約予定期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 募集期間
令和8年2月20日（金）から令和8年3月12日（木）17:00まで
5. 応募要領等の交付
公募参加希望者には、応募要領、及び仕様書等を交付しますので、「6. 応募書類の提出先」に記載の担当者まで参加希望の旨を電話すること。
なお、交付期間は、募集期間終了日の17時までとします。
6. 応募書類の提出先
〒100-8927
東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館3階
消防庁総務課会計第二係 担当：渡邊（TEL：03-5253-7506）
7. 応募の資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（運送）のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他府省等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とする。

以上